

Financial services tax alert

ファイナンシャル サービス ニュース

平成23年度税制改正 金融証券税制

Contents

1. 証券貸借取引に係る現金担保利子及び有価証券賃借料等の非課税化
2. 振替国債等の利子の非課税制度に関する手続きの明確化等
3. 社債的受益権の配当及び償還差益に係る非課税措置
4. 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する7%軽減税率の特例適用延長
5. 先物取引に係る雑所得等の課税の特例に関する適用対象取引の拡大

平成23年6月22日に「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(以下、「切り放し法」)が成立し、6月30日に公布されました。

金融庁から要望が出されていた外国人投資家から我が国に対する投資を促進させるための税制改正案のうち、イスラム金融の活用を想定した特定目的信託の社債的受益権に関する利子等を非課税とする措置は、別途、「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成23年5月17日成立)の中で改正が行われましたが、証券貸借取引に係る現金担保利子及び有価証券賃借料等の非課税化などその他の金融関連税制は切り放し法にて改正が行われ、平成22年12月に公表された平成23年度税制改正大綱の内容がほぼ反映されています。今回は平成23年度税制改正項目のうち、金融証券税制に関連する項目について紹介します。

1. 証券貸借取引に係る現金担保利子及び有価証券賃借料等の非課税化

現金担保付証券貸借取引を行う際の担保金には利子が付されるのが一般的ですが、この場合の利子は、現行税制上、我が国の国内源泉所得(利子所得)として取り扱われ、原則として源泉徴収の対象となっています。また、貸し出された証券について支払われる賃借料も国内に所在する資産の運用保有所得として国内源泉所得に該当するため、源泉徴収の対象にはならないものの、受領する法人が法人税の申告義務を有することとなっています。これらの所得を非課税とする租税条約を締結する国の居住者である外国金融機関であれば、我が国において課税されることはありませんが、それ以外の外国金融機関にとっては、証券貸借取引を活用しづらい状況となっていました。

そこで、我が国の短期金融市場への外国金融機関の参加を促進し、市場の活性化を図ることを目的として、今回の改正では、外国金融機関に対して支払われる現金担保に係る利子及び

有価証券の賃借料のうち一定の要件を充足するものを非課税とするほか、債券現先取引に係る利子の課税の特例制度の対象となる債券の範囲に、振替地方債、振替社債等(ただし、一定の利益連動債を除きます。)及び証券貸借取引の対象となる上場株式等が含まれることとなりました(措法42の2、67の17)。また、現金担保に係る利子については、担保とされる現金の額及び有価証券の約定日における価額の合計額が貸付け又は借入れに係る有価証券の約定日における価額の50%から150%の範囲内であることが非課税の要件とされています(措令27の2②)。

なお、この改正は、平成23年6月30日以後に開始する債券現先取引、証券貸借取引につき支払いを受ける利子及び賃借料等について適用することとされています。

2. 振替国債等の利子の非課税制度に関する手続きの明確化等

(1) 外国年金信託の信託財産に含まれる振替公社債の利子の非課税制度

外国の法令に基づいて設定された信託で退職年金等信託に類するもの(受益者等課税信託に該当するものに限ります。)のうち、当該外国において主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されるもの(以下、「外国年金信託」といいます。)の信託財産である振替公社債につき生じる利子については、当該外国年金信託の受託者が支払いを受けるものとして、振替公社債の利子に関する非課税制度を適用することとされます(措法5の2③、5の3⑤)。

この改正は、平成23年6月30日以後にその計算期間が開始する振替公社債の利子について適用することとされています。

(2) 任意組合等の組合財産、受益者等課税信託の信託財産として有する振替公社債に係る利子の非課税のための手続き

非居住者又は外国法人が民法に規定する組合契約その他これに類する契約による組合(外国におけるこれらに類するものを含みます。以下、「任意組合等」といいます。)の組合財産又は受益者等課税信託(上記の外国年金信託を除きます。)の信託財産として有する振替公社債につき支払を受ける利子については、当該任意組合等の業務を執行する者又は当該信託の受託者がすべての組合員等(組合員又は受益者等)の氏名等、各組合員等の分配割合等を記載した組合等届出書及び当該任意組合等の契約書の写しを特定振替機関等又は適格外国仲介業者を経由して当該特定振替機関等の所轄税務署長に提出する場合その他一定の手続きを行う場合に限り、非課税制度の適用を受けることができることとされます(措法5の2④、5の3⑤、措規3の18⑨)。

この改正は、平成23年6月30日以後にその計算期間が開始する振替公社債の利子について適用することとされています。

3. 社債的受益権の配当及び償還差益に係る非課税措置

平成22年度税制改正において、非居住者等が受領する振替社債等の利子に係る非課税措置が導入されましたが、多大な資金力を有するイスラム投資家は宗教上の理由から金利を受領することが禁止されているため、我が国の法人はイスラム投資家に対して通常の社債等を発行することができません。そこで、一般にイスラム投資家からの資金を活用する際には、イスラム債(スーク)と呼ばれる債券が使用されていますが、我が国における仕組みとして、資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の社債的受益権(予め定められた金額の分配を受ける種類の受益権をいいます。)を利用することが想定されています。

金融庁の平成23年度税制改正要望項目の説明資料によれば、我が国でのイスラム債発行スキームとして想定されているのは、①事業者が保有資産を信託譲渡して特定目的信託を設定し、②その特定目的信託が発行する社債的受益権を取得して、③その社債的受益権をイスラム投資家に譲渡する。④事業者は特定目的信託から信託譲渡した資産のリースバックを受け、⑤特定目的信託に対して、リースバックを受けた資産に係るリース料を支払う。さらに、⑥特定目的信託はその受領したリース料を原資としてイスラム投資家に対して社債的受益権の配当を支払う、というものです。

現行税制上、特定目的信託は法人課税信託に分類され(法法②二十九の二ホ)信託レベルで法人課税の対象となりますが、分配可能利益の90%超の金額を配当する等一定の要件を充足する場合に限り、その配当を損金の額に算入することが認められる(措法68の3の2)など、特定目的会社と類似した取扱いがなされています。また、非居住者等に対して支払われる社債的受益権に係る配当は、配当所得として15%の税率で源泉徴収することとされています(措法8の2③)。

今回の改正では、社債的受益権を振替社債等の利子の課税の特例制度における特定振替社債等の範囲に含めることにより、収益の分配及び償還差益を非課税とすることとされました(措法5の3、措法8等)。なお、詳細は今後公布される政省令を確認する必要があります。

これまでは法人課税信託に該当するために特定目的信託はあまり例を見ませんでした。今後はイスラム投資家の資金の受け皿として利用の拡大が見込まれています。

4. 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する7%軽減税率の特例適用延長

上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の課税の特例、特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等に対する源泉徴収の特例について、適用期間を2年延長し、平成25年12月31日まで7%の軽減税率の適用が継続されることになりました(平成20年所法等改正法附則32、33、43に係る改正)。

なお、これに伴い、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の適用が平成26年1月1日からとされました(切り放し法附則29、37)。

5. 先物取引に係る雑所得等の課税の特例に関する適用対象取引の拡大

分離課税の対象となる先物取引に係る雑所得等の対象となる取引に、下記のものが増加されました(措法41の14①)。

- ▶ 商品先物取引法第2条第14項第1号から第5号までに掲げる取引で同法に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものの差金等決済
- ▶ 金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号までに掲げる取引で同法に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものの差金等決済
- ▶ 金融商品取引所に上場されていない金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡

なお、この改正は平成24年1月1日以後に行われる先物取引に係る差金等決済について適用されます。

当ニュースについて、ご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご連絡なくお問い合わせ下さい。

Contact

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

BTS, ファイナンシャル サービス グループ

谷本 真一	パートナー	+81 3 3506 2843	shinichi.tanimoto@jp.ey.com
蝦名 和博	パートナー	+81 3 3506 2463	kazuhiro.ebina@jp.ey.com
鈴木 哲也	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2116	tetsuya.suzuki@jp.ey.com
西川 真由美	シニアマネージャー	+81 3 3506 3895	mayumi.nishikawa@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊社では、ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万1千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2011 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EYTAX SCORE CC20110630-3

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生し得るいかなる損害についても一切の責任を負いません。